

令和8年6月30日

## 北海道稚内市「宿泊税」の新設

北海道稚内市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される稚内市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道稚内市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	稚内市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、観光資源の磨き上げと魅力向上、受入環境の整備促進、持続可能な観光振興その他の地域社会及び地域経済の発展に資する観光振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約0.7億円
課税免除等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約91万円
課税を行う期間	条例施行後4年を目途（その後は5年ごと）に見直しを行うこととする規定あり

- ・ 令和8年 3月16日 稚内市議会にて条例案可決
- ・ 令和8年 3月23日 総務大臣協議
- ・ 令和8年 6月30日 総務大臣同意
- ・ 令和9年 3月 1日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、畠山係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。